

弔慰見舞金規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会(以下当協会という)の弔慰見舞金に関し、必要な要項を定めたものである。

(種類)

第2条 当協会が支給する弔慰見舞金の種類は、次のとおりとする。

- 1) 死亡弔慰金
- 2) 傷病見舞金
- 3) 災害見舞金
- 4) その他必要と認められる場合。

(範囲)

第3条 本規程の適用範囲は次のとおりである。

- 1) 当協会役員
理事、監事、顧問
- 2) 当協会元役員
理事、監事、顧問
- 3) 会員
正会員

(弔慰金)

第4条 第3条に掲げる者が、次の各項のいずれかに該当した場合には、弔慰金を贈る。

- 1) 第3条 1)項に掲げる者………香典10,000円、供花等を含む
- 2) 第3条 2)項に掲げる者………香典10,000円、供花等を含む
- 3) 第3条 3)項に掲げる者………香典5,000円
- 4) 第3条に該当しない当協会に功労があった人については弔意電報を打電する。

(傷病見舞金)

第5条 第3条に掲げる者が、次の各項のいずれかに該当した場合には、傷病により 2週間以上入院したとき、次のとおり見舞金を支給する。

- 1) 第3条 1)項に掲げる者………見舞金5,000円
- 2) 第3条 3)項に掲げる者………見舞金3,000円

(災害見舞金)

第6条 第3条に掲げる者が、居住する住宅が非常災害により住居や家財に損害を受けた場合には、次号の各号に定める損害の程度の区分に応じて当該各号に定める額の災害見舞金を支給する。但し世帯主本人に限る。

- 1) 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失した場合……… 10,000円
- 2) 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失した場合……… 5,000円
- 3) 住居又は家財の損害が前号に準ずるものと認めるとき……… 3,000円

(改正)

第7条

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

附則 この規程は令和2年6月28日より施行する。